

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月公告第21号）の一部を次のように改正し、2024年10月1日乗車となるものから適用する。ただし、西日本ジェイアールバス株式会社に係る改正規定は2016年3月26日から適用し、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、IRいしかわ鉄道株式会社、のと鉄道株式会社及び株式会社ハピラインふくに係る改正規定は2024年3月16日から適用し、京阪電気鉄道株式会社に係る改正規定は2024年10月1日から施行する。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| (前略)  | (前略)   |
| (特別車両券の発売)  | (特別車両券の発売)   |
| <b>第35条</b> 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。 | <b>第35条</b> 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。  |
| (中略)  | (中略)   |
| 3 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。                             | 3 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。  |
| <b>4</b> 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特別車両券を発売することがある。             | <b>4</b> <u>第1項第1号イの規定により指定席特別車両券(A)を発売する場合であって、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。ただし、次の各号に掲げる場合に限る。</u><br><u>(1) 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき（スーパーアグリーンの2人用区画にあつては、2人又は1人が乗車するとき。）。ただし、別に定めるところにより、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。</u><br><u>(2) 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき</u> |
| (中略)  | (中略)   |
|   | <b>5</b> 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特別車両券を発売することがある。  |

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(準用規定)</p> <p><b>第45条</b> 旅客規則第71条、第74条の4、第74条の5、第74条の6、第75条、第76条、第88条及び第89条の規定は、この節に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第71条 営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方<br/>第74条の4 特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金</p> <p>(中略)</p> <p>(特定都区市内にある旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第46条</b> 東京都区内、横浜市内(川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。)、名古屋市内、京都市内、大阪市内(南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。)、神戸市内(道場駅を除く。)、広島市内(海田市駅及び向洋駅を含む。)、北九州市内、福岡市内(姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。)、仙台市内又は札幌市内(以下これらを「特定都区市内」という。)にある旅客会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であつて、旅客規則第86条に規定する当該特定都区市内の中心駅(以下「中心駅」という。)から、旅客会社線の営業キロが片道200キロメートルを超える区間内にある駅との場合の旅客会社線区間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、若しくは特定都区市内にある駅又はその駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> | <p>(準用規定)</p> <p><b>第45条</b> 旅客規則第71条、第74条の4、第74条の5、第74条の6、第75条、第76条、第88条及び第89条の規定は、この節に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第71条 営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方<br/>第74条の4 特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金</p> <p>(中略)</p> <p>(特定都区市内にある旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第46条</b> 東京都区内、横浜市内(川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。)、名古屋市内、京都市内、大阪市内(南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。)、神戸市内(道場駅を除く。)、広島市内(海田市駅及び向洋駅を含む。)、北九州市内、福岡市内(姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。)、仙台市内又は札幌市内(以下これらを「特定都区市内」という。)にある旅客会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であつて、旅客規則第86条に規定する当該特定都区市内の中心駅(以下「中心駅」という。)から、旅客会社線の営業キロが片道200キロメートルを超える区間内にある駅との場合の旅客会社線区間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、若しくは特定都区市内にある駅又はその駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> |

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(注1) 「特定都区市内にある旅客会社線の駅」とは、旅客規則第86条に規定する駅をいう。</p>   | <p>(注1) 「特定都区市内にある旅客会社線の駅」とは、旅客規則第86条に規定する駅をいう。</p>  |
| <p>(注2) この条に関係のある特定都区市内にある旅客会社線の駅に接続する連絡会社線及びその接続駅は、次のとおりである。</p>   | <p>(注2) この条に関係のある特定都区市内にある旅客会社線の駅に接続する連絡会社線及びその接続駅は、次のとおりである。</p>                            |
| <p>イ 東京都区内</p>  | <p>イ 東京都区内</p>   |
| <p>(中略)</p>   | <p>(中略)</p>  |
| <p>ニ 京都市内</p> <p>京阪電気鉄道株式会社</p> <p><del>中之島線、京阪本線、鴨東線、宇治線</del> 東福寺</p> <p>近畿日本鉄道株式会社</p> <p>奈良線、天理線、京都線 京都</p> <p><del>西日本ジェイアールバス株式会社</del></p> <p><del>高雄・京北線</del> 京都</p> | <p>ニ 京都市内</p> <p>近畿日本鉄道株式会社</p> <p>奈良線、天理線、京都線 京都</p>  |
| <p>ホ 大阪市内</p> <p>京阪電気鉄道株式会社</p> <p><del>中之島線、京阪本線、鴨東線、宇治線</del> 京橋</p> <p>阪急電鉄株式会社</p> <p>神戸本線、伊丹線、今津線、宝塚本線、箕面線 大阪</p>  | <p>ホ 大阪市内</p> <p>阪急電鉄株式会社</p> <p>神戸本線、伊丹線、今津線、宝塚本線、箕面線 大阪</p>                                |
| <p>(中略)</p>   | <p>(中略)</p>  |
| <p>(特別車両料金)</p> <p><b>第68条</b> 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p>  | <p>(特別車両料金)</p> <p><b>第68条</b> 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p> |
| <p>(中略)</p>   | <p>(中略)</p>  |

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>3 第35条第4項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第1項第2号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p>  | <p>3 第35条第5項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第1項第2号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p>  |
| (中略)  | (中略)  |
| <p><b>第75条</b> 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p>   | <p><b>第75条</b> 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p>   |
| <p>(1) 普通乗車券<br/>イ 片道乗車券<br/>    (i) 一般の場合</p>  | <p>(1) 普通乗車券<br/>イ 片道乗車券<br/>    (i) 一般の場合</p>  |
| (中略)  | (中略)  |
| <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合<br/>    東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(i)の規定にかかわらず、1日とする。</p> | <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合<br/>    東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(i)の規定にかかわらず、1日とする。</p> |
| <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p>  | <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p>  |
| (中略)  | (中略)  |
| <p>b 大阪付近西日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線<br/>    近江鉄道株式会社<br/>    本線、八日市線<br/>    <del>京阪電気鉄道株式会社</del><br/>    <del>中之島線、京阪本線、鴨東線、交野線、宇治線</del></p>            | <p>b 大阪付近西日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線<br/>    近江鉄道株式会社<br/>    本線、八日市線</p>   |

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p data-bbox="293 204 875 277">阪急電鉄株式会社<br/>神戸本線、伊丹線、今津線、宝塚本線、箕面線</p> <p data-bbox="577 331 651 363">(中略)</p> <p data-bbox="159 418 416 450">(乗車変更の取扱範囲)</p> <p data-bbox="129 459 1111 577"><b>第89条</b> 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、次条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。</p> <p data-bbox="577 632 651 663">(中略)</p> <p data-bbox="129 718 1111 877">4 前項ただし書の規定にかかわらず、変更後連絡運輸とならない場合であっても、その変更区間が旅客会社線内又は連絡会社線1社内のみに限られるものであるときは、当該旅客会社又は連絡会社において、その運輸機関の定めるところによって取り扱うことがある。</p> <p data-bbox="159 1401 338 1433">(乗車券類変更)</p> | <p data-bbox="1305 204 1888 277">阪急電鉄株式会社<br/>神戸本線、伊丹線、今津線、宝塚本線、箕面線</p> <p data-bbox="1590 331 1664 363">(中略)</p> <p data-bbox="1171 418 1429 450">(乗車変更の取扱範囲)</p> <p data-bbox="1142 459 2123 577"><b>第89条</b> 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、次条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。</p> <p data-bbox="1590 632 1664 663">(中略)</p> <p data-bbox="1142 718 2123 877">4 前項ただし書の規定にかかわらず、変更後連絡運輸とならない場合であっても、その変更区間が旅客会社線内又は連絡会社線1社内のみに限られるものであるときは、当該旅客会社又は連絡会社において、その運輸機関の定めるところによって取り扱うことがある。</p> <p data-bbox="1182 932 2123 1005"><u>(特別急行列車の区画に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱)</u></p> <p data-bbox="1142 1018 2123 1136"><u><b>第89条の2</b> 区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客から、乗車変更の申出があった場合は、当該区画に乗車する旅客の全員が乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。</u></p> <p data-bbox="1142 1149 2123 1350"><u>2 区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限り、当該区画に乗車する人員の変更をすることができる。この場合、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と変更後の乗車券類に対する旅客運賃及び料金をとを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。</u></p> <p data-bbox="1171 1401 1350 1433">(乗車券類変更)</p> |

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p><b>第90条</b> 乗車券類変更の取扱いについては、旅客規則第248条の規定を準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(401) 富山地方鉄道株式会社線<br/>規則別表<br/>(内容省略)</p> <p>(402) あいの風とやま鉄道株式会社線<br/>規則別表<br/>(内容省略)</p> <p>(403) I Rいしかわ鉄道株式会社線<br/>規則別表<br/>(内容省略)</p> <p>(405)の2 のと鉄道株式会社線<br/>規則別表<br/>(内容省略)</p> <p>(405の3) 株式会社ハピラインふくい線<br/>規則別表<br/>(内容省略)</p> <p>(以下略)</p> | <p><b>第90条</b> 乗車券類変更の取扱いについては、旅客規則第248条の規定を準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(401) 富山地方鉄道株式会社線<br/>規則別表<br/>(内容省略)</p> <p>(402) あいの風とやま鉄道株式会社線<br/>規則別表<br/>(内容省略)</p> <p>(403) I Rいしかわ鉄道株式会社線<br/>規則別表<br/>(内容省略)</p> <p>(405)の2 のと鉄道株式会社線<br/>規則別表<br/>(内容省略)</p> <p>(405の3) 株式会社ハピラインふくい線<br/>規則別表<br/>(内容省略)</p> <p>(以下略)</p> |